

第9号議案

中間市人権擁護条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

中間市長 福田 浩

中間市人権擁護条例の一部を改正する条例

中間市人権擁護条例（平成10年中間市条例第19号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

第1条中「「国民に基本的人権を保障し、法の下での平等」を」を「国民に基本的人権を保障し、法の下での平等について」に改め、「日本国憲法」の次に「、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をはじめとする差別解消を目的とした法令」を加え、「「すべての人間は、生まれながらにして自由で、尊厳と権利とについて平等である。」」を「「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」」に、「あらゆる差別」を「あらゆる差別や人権侵害」に、「もって市民」を「市民及び事業者（以下「市民等」という。）」に、「市民に」を「もって市民等に」に改め、「された」の次に「差別のない」を加え、「の実現に寄与する」を「を実現する」に改める。

第6条を第9条とする。

第5条中「第2条」を「第3条」に、「国・県」を「国及び県」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による施策の策定及び推進に当たり、必要に応じ、実態調査及び意識調査を行うものとする。

第5条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（相談体制の充実）

第8条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害に関する相談に的確に応じるため、必要な相談体制の充実に努めるものとする。

第4条中「市は」の次に「、市民等の人権意識の高揚を図るため、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努め」を加え、「とらえて」を「捉えて」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「市民」の次に「等」を加え、同条中「市民」の次に「等」を、「尊重し、」の次に「部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や」を加え、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、第1条の目的の達成に向け、職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（差別行為等の禁止）

第5条 市民等は、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる

差別や人権侵害の行為及び差別事件、事象の発生を助長する行為をしてはならない。

第2条中「前条」を「第1条」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び通勤又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

中間市人権擁護条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>国民に基本的人権を保障し、法の下での平等について定める日本国憲法、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をはじめとする差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、<u>市民及び事業者（以下「市民等」という。）</u>の人権意識の高揚を図り、<u>もって市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現すること</u>を目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> | <p><u>中間市人権擁護条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>「国民に基本的人権を保障し、法の下での平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由で、尊厳と権利とについて平等である。」</u>と定める世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他<u>あらゆる差別をなくし、もって市民の人権意識の高揚を図り、市民による人権擁護の確立された「人にやさしい、愛のまちなかま」の実現に寄与すること</u>を目的とする。</p> |

- (1) 市民 市内に居住する者及び通勤又は通学する者をいう。
(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、第1条の目的の達成に向け、職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(差別行為等の禁止)

第5条 市民等は、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害の行為及び差別事件、事象の発生を助長する行為をしてはならない。

(教育及び啓発活動)

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努め、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動)

第4条 市は、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行うものとする。

る機会を捉えて啓発活動を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、第3条の施策を推進するため、国及び県をはじめ関係機関と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

2 前項の規定による施策の策定及び推進に当たり、必要に応じ、実態調査及び意識調査を行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害に関する相談に的確に応じるため、必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 (略)

(推進体制の充実)

第5条 市は、第2条の施策を推進するため、国・県をはじめ関係機関と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第6条 (略)